平成２６年（フ）第８１６０号
東京都江戸川区西葛西１丁目６―５―302
破産者　加藤　雅丈
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２０８号
東京都中野区東中野１丁目53番15号　ＨＩＢビル
破産者　有限会社ゲストプラン
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２１１号
東京都台東区東上野１丁目12番２号　東上野関東ビル
破産者　株式会社アルファメリット
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２１３号
東京都中央区築地２丁目９番２号　銀座大信ビル６階
破産者　株式会社スカイ
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２１４号
東京都江東区南砂３丁目14―１―906
破産者　四元　義昭
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２７０号
神奈川県海老名市中央１丁目18番33―305号
破産者　有限会社ウインテックス
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２７１号
神奈川県海老名市望地１丁目３―21―101
破産者　青木　美金
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２７８号
東京都荒川区西日暮里６丁目53番12号
破産者　進光社印刷株式会社
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２７９号
東京都台東区下谷２丁目５―５―303
破産者　福井　和枝
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９７１号
東京都中野区鷺宮１丁目17―５―303
破産者　吉田　康史
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３０８号
東京都足立区谷在家３丁目22―４―305
破産者　畠山　幸雄
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３０９号
東京都足立区谷在家３丁目22―４―305
破産者　畠山　恵子（旧姓松崎）
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３７０号
東京都大田区南蒲田１丁目10―４―302
破産者　森藤　泰行
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３８５号
東京都八王子市子安町１丁目27―20
破産者　加藤　富貴
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４４３号
東京都豊島区西巣鴨４丁目31―12　中山方
破産者　高橋　将人
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４７３号
神奈川県横浜市緑区北八朔町1624―10
破産者　二宮　一幸
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４８２号
東京都清瀬市中清戸５丁目119―４
破産者　須藤美智子
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５７５号
大阪市北区曽根崎新地１丁目７番15号
破産者　株式会社ぼんてん
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２５８号
福岡県大野城市仲畑４丁目４番１号
破産者　株式会社Ｖｏａｒｄ
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７０２号
横浜市旭区上白根町1001番地１
破産者　有限会社パディーラック
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３３０号
横浜市神奈川区新子安１丁目７番６号
破産者　有限会社芳味亭
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５６０号
京都市南区上鳥羽川端町68番地
破産者　長谷川電気株式会社
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係